

オゾン層保護法改正法附則第3条に基づく報告徴収の結果 及び削減率 α について

平成30年10月2日
オゾン層保護等推進室

1. 報告徴収結果

平成30年7月4日に公布された「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律(以下「オゾン層保護法改正法」)」附則第3条に基づき、平成23年から平成25年までの間にモントリオール議定書附属書Fに掲げる物質(ハイドロフルオロカーボン:HFC)の製造、輸出又は輸入を行った方に対し、実績の報告を求めました。その結果は以下のとおりです。

<報告徴収結果> 単位: GWPトン(実重量に地球温暖化係数を乗じた数量。)

	製造量	輸入量	輸出量	消費量
2011年	43,542,084	43,597,105	21,984,373	65,154,816
2012年	36,800,051	37,727,936	19,147,533	55,380,454
2013年	32,472,022	39,520,144	14,012,845	57,979,321
平均	37,604,719	40,281,728	18,381,584	59,504,864

なお、本結果に基づく基準限度は、今後、経済産業大臣及び環境大臣が公表(告示)する予定です。

2. 削減率 α

上記1.の結果から「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」(平成30年9月21日付け20180920製局第1号。以下「運用通知」。)2.(1)に規定する削減率 α の値は、以下のとおり計算されます。

$$\text{削減率 } \alpha = 3.8\%$$

(参考) α の計算式(運用通知より抜粋)

$$\alpha = 1 - \sqrt[8.25]{\text{平成32(2020)年度の使用見通し} / \text{平成23(2011)~25(2013)年の消費量実績の平均}}$$

※平成32(2020)年度の使用見通し: 43,400,000トン

3. 関連資料

改正オゾン層保護法附則第3条に基づく報告徴収の実施

(<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180710003/20180710003.html>)

運用通知

(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/war_iate-unyo.pdf)